

手指消毒液など転売規制

政府 ネット高額販売を禁止

政府は手指などの消毒に使用するアルコール製品の転売を規制するため、国民生活安定緊急措置法の一部を改正する政令を施行した。消毒用エタノールやハンドソープ等の医薬品・医薬部外品、エタノール濃度60%以上の酒類、除菌ジェルや除菌シート等を対象とし、衛生用マスクと同様に、インターネットの販売サイトなどで購入価格以上で転売することを禁じる。違反した場合は懲役1年以下もしくは100万円以下の罰金を課す。

政令改正により、衛生用マスクと同様に、販売サイトなどで「消毒に使用することを目的としたアルコール製品」を購入価格を超える価格で販売した場合に罰則が適用される。

対象製品は、医薬品・医薬部外品として、消毒用エタノール、手指消毒液、殺菌消毒薬、ハンドソープなど。ただ、エタノールを含有しない消毒製品、口中清涼剤や薬用シェー

ブローションなどは対象外とした。

また、厚生労働省の事務連絡を踏まえ、エタノール濃度が60%以上の高濃度エタノール含有製品も対象とし、酒類、除菌ジェルや除菌シート等の除菌製品、主に業務用で使用される食品添加物などを挙げた。空間用消臭剤や掃除用シート等の濃度60%未満の製品、香水や工業用洗剤等の除菌以外を用途とする製品は除外している。

消毒目的のアルコール製品をめぐっては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、販売サイトで転売する事例が相次いでいることから、政府は3月中旬以降にサイト運営業者に出品や販売の自粛を要請してきた。ただ、依然として多くの転売事例が見られ、緊急事態宣言解除後の国民のアルコール消毒製品へのアクセスを確保するため、今回の改正に踏み切った。

後発品促進へポイント付与可

経産省見解 窓口負担の20%以内

経済産業省は、患者や医療機関が医療用医薬品を後発品に切り替えることを促すため、患者が病院の窓口で支払う医療費の20%以内であれば、保険者向けのサービスとして金銭や商品券、ポイントなどのインセンティブを患者に提供することは認められるとの見解を示した。

経産省が運用するグレーゾーン解消制度では、企業が実施する事業が規制対象になるかどうかを事業者が照会できる。今回、自治体や企業が抱えるヘルスケア分野の課題に対して、コンサルティング業務を行う事業者が医療保険者向けに検討している新規サービスについて、規制対象に当たるかどうか照会

した。事業者は医療用医薬品や医療機器の製造販売業者ではない。

サービスの詳細を見ると、事業者が保険者からの委託を受けて、金銭、商品券、ポイントなどを医療機関や患者に提供することにより、後発品への切り替えを働きかける。患者に提供するインセンティブは、患者が病院の窓口で支払う医療費の0~10%程度に設定する考え。

今回の照会は、このインセンティブ提供が景品表示法や、懸賞ではない方法で提供する景品類の価格を取引価格の20%以内に制限する公正取引委員会の告示内容に当たるかどうかを確認したもの。

また、公取委の告示にある「医療用医薬品等の販売業者は取引を不当に誘引する手段として、医療機関等に対して適当と認められる範囲を超えて景品類を提供してはならない」の規定にも当たるか判断を求めた。

経産省が景品表示法等を所管する消費者庁に確認したところ、インセンティブは取引価格の20%以内であり、照会した事業者は医療用医薬品等の製造販売業者にも当たらないことを踏まえ、「原則として規制対象に当たらない」との見解を示した。

薬局での口腔環境チェック

歯科医の8割が肯定的

慶大教授調査

薬局で実施する口腔内環境チェックを歯科医師の約8割が肯定的に捉えていることが、慶應義塾大学薬学部山浦克典教授らが実施した調査で明らかになった。薬局から唾液を採取し、市販の検査機器で虫歯や歯周病のリスクを評価するもので、歯科医師の多くは評価結果に基

づく受診勧奨や情報提供などの役割を薬局薬剤師に期待していた。山浦氏は、「薬局の口腔内環境チェックは健康サポート機能の向上に役立つほか、歯科医師との連携強化にもつながる」として、多くの薬局で取り組むよう呼びかけている。

調査は、東京都内でランダムに抽出した1000軒の歯科医院を対象とし、昨年7~8月に実施。郵送で質

問紙を送付し、259件の回答を得た。

その結果、薬局で行う口腔内環境チェックを「知っている」と回答した歯科医師の割合は、5.0%と低かったものの、口腔内環境チェックの実施について45.2%は「積極的に実施してほしい」、39.4%は「どちらかといえば実施してほしい」と回答するなど、8割以上の歯科医師が肯定的に捉えていることが明らかになった。

賛成理由としては「患者の歯・歯茎の健康意識が高まる」「口腔疾患の早期発見につながる」などの意見が多く、口腔内環境チェック実施後

に薬局薬剤師に何を期待するかを聞いたところ、「歯科医院への受診勧奨」「歯科医院向けの情報提供書の発行」という声が多かった。歯科医師の多くは、薬局から歯科医院へと患者をつなげてほしいと考えていることが分かった。

薬局との連携の意思を聞いたところ、79.2%の歯科医師が「薬局と連携したい」と回答。連携推進に必要なものとしては「連携に関する地域の仕組み」「情報共有のための統一書式やツール」「連携に対する診療報酬上の加算」を望む声が多かった。

やさしい臨床医学テキスト 第4版

【編集代表】星 恵子(聖マリアンナ医科大学客員教授)



“難しいことをやさしく解説”をコンセプトに、様々な疾患の「病気の成り立ち(概念)」から「患者の訴え(症状)」「病状・所見」「臨床監査」「治療」までの一貫した知識を、医療の第一線で活躍する医師を中心にわかりやすくまとめたテキスト。

★Point

患者に安全・適切な薬物療法を提供するために重要とされる「臨床推論」に必要な疾患の基礎知識が身につく

治療法の解説では「薬物療法」に加え、「食事療法」や「非薬物療法」などについても記載

各領域の主要な疾患に加え、実際の医療現場で大事な周辺疾患についても多数収録

詳細はコチラ



B5判/556頁/定価 4,600円 + 税

◆薬剤師、薬学生、MRなど疾患の基礎知識を身につけたい方におすすめの一冊です。◆薬学部・薬科大学で教科書として多数採用されています。

薬事日報社 書籍のご注文は、オンラインショップ(<http://yakuji-shop.jp/>)または、書籍注文FAX03-3866-8408まで。